

# 司法ソーシャルワークで誰もが 住みよい社会を

## —法テラスの取り組み

日本司法支援センター（法テラス） 総務部長  
竹中 理比古

### 設立の経緯と業務内容

法テラスは、これまで法律に手が届かなかった人たちに対して、適切な法的サービスが受けられるようなサポート—司法と人々の橋渡し—を目的として平成18年に設立されました。当時は、司法が人々の身近にあったとはいえない状況でした。その原因は大きく3点考えられます。一つ目は、情報不足です。誰に相談すればいいのか、どこに行けばいいのかわからない。二つ目は、金銭的な事情から弁護士等を頼めない場合です。三つ目が、身近に弁護士がない、司法過疎の問題です。こうした状況を改善することが私たちの役割です。その役割を果たすため、法テラスでは、主要業務として、①情報提供業務、②民事法律扶助業務（無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替等）、③司法過疎対策業務、④国選弁護等関連業務、⑤犯罪被害者支援業務を行っています。そして、これらの業務は、全国の地方裁判所本庁所在地に対応して設置している地方事務所や支部、出張所、地域事務所など、あわせて110か所の事務所で担当しています。

法テラスのサポートダイヤルの利用数は年間327,759件（平成24年度）で、内訳は男性が45.1%、女性が53.2%、30～40代の方が53.5%と最多です。相談内容としては、男女・夫婦関係の相談、金銭の借入れが多くを占めています。また、東日本大震災の被災者を対象に、「法テラス震災特例法」が成立し、2012年4月から東日本大震災法律援助事業を始めました。南三陸町を皮切りに、岩手、宮城、福島県内の7か所に被災地出張所を設置し、被災者の方々のニーズに応じた無料相談等を行っています。この事業の特徴は、相談の際に発生する資力要件をなくし、事件進行中の費用返還を猶予するなど法的サービスを受けるハードルを下げた



高齢者の方の話に耳をかたむけるスタッフ弁護士

ことです。被災者の方々に前にした現場からの強い要望が特例法制定のきっかけになりました。相談内容は震災に関連する不動産や家族の問題など、多岐にわたります。そのため地元の弁護士会や自治体、消費者庁など関係各所と連携し、相談者の心情に寄り添うサポートを心がけています。「解決した」という相談者からの感謝の声も多い一方で、進展の見えない原発損害賠償、もとの生活には戻れないという諦めが法的救済への期待を失わせてもいます。しかし、制度を生かし、改善につなげる方法があります。ぜひ法テラスに足を運んでみてほしいと思っています。

### 司法過疎地域の深刻な成年後見人不足

司法過疎地域対策事業とは、弁護士の数がゼロまたは一人の「ゼロワン地区」などに法テラスの法律事務所を設けてスタッフ弁護士（平成24年現在約230名）を配置するというものです。平成18年10月には38か所あった「ゼロワン地区」が今では1か所にまで減りました。司法過疎地域の多くは高齢化が進んでおり、例えば、認知症によって財産管理のできない一人暮らしのお年寄りをどうサポートするかが深刻な問題となっています。新潟県佐渡市はまさにそうした状況でした。そこで、法テラス佐渡は地域全体を変えるほどの革新的な取り組みを行いました。平成18年開設当時、佐渡市の人口約6万6000人に対して弁護士はたったの一人。今でも法律相談は1週間から3週間待ちの状態が続いています。通常相談のほか、行政・福祉機関の職員から高齢者や障がい者の方への相談が日常寄せられています。成年後見人等\*の需要は高まる一方で、供給が追いついていないことが明らかになりました。そこで、地域の社会福祉協議

会等と協力して法人として後見人等を引き受け、さらには新たな後見人の育成も行う成年後見センターを立ち上げたのです。また、佐渡市の成年後見制度についての財政的支援事業の利用要件を緩和し、法律専門家による後見人就任の可能性を広げました。こうした取り組みにより、地域の後見人不足が大幅に解消しました。これは全国でも先進的な取り組みです。「成年後見はお金もちのための制度」と思われることもありますが、判断能力が不十分なことで生活に支障が生じているのはむしろ低所得の人が多く、高齢化の進んだ地域にとって後見人制度の活用は必要不可欠なものなのです。

### 司法ソーシャルワークとは

一人でも多くの人に法的サービスを受けていただけるようにと、これまでも法テラスの広報活動に力を入れてきました。しかし、家に閉じこもりがちな独居高齢者にはそのような広報活動は届かないし、認知症や知的障がいをもった方にとっては耳にした情報をどのように活用したらよいかわからないということに気づいたのです。また、不要なりフォームや訪問販売に応じてしまうなど、自分が法的問題を抱えていることに気づかない場合もあります。そこで、そうした方々をサポートするためには福祉機関との連携が重要になります。民生委員やケースワーカーなどお年寄りと日々接している福祉の方々と法テラスが常に連携をとることで、適切なサービスを提供できます。例えば、民生委員の方から「あのおばあちゃん最近行くたびに荷物が増えている」とか「毎日背広を着た人が出入りしている」という情報が入ってくる。そこで、例えば詐欺にあっているという背景が見えてくるのです。こうした金銭をめぐるトラブルには福祉ではなく法的な解決が必要です。高齢者の抱える問題は金銭面だけではなく、ドメスティックバイオレンスや健康問題など多岐にわたっています。社会的に弱い立場にいる方はそうした問題を複合的に抱えている場合が多いのです。そのため、周りにいる私たちが福祉、行政、司法、それぞれの得意分野において力を発揮し、みんなで解決に向けて努力していくことが必要なのです。司

法の観点からよりよい社会環境をつくりだす「司法ソーシャルワーク」が私たちのめざすところです。公的機関である私たち法テラスが中心となって、より組織的な取り組みや基盤づくりを進められると考えます。持続可能な社会に向けて、今まさに、司法界から全国的な取り組みを始めたところです。

### 社会のセーフティネットとして

法的支援からこぼれ落ちる人がいないよう、細かな網の目で救い出すセーフティネットになりたいと考えています。法的援助を必要としているのは高齢者だけでなく、シングルマザーや外国人、子どもたちなど大勢います。きめ細やかな網の目をつくるためには連携先をどんどん広げて、線と線をつないで面にしていく必要があります。例えば、市民にとって身近な存在である自治体と連携しながら人々の生活に密着した法的サービスを提供していきたいと考えています。法律事務所には行きにくくても市役所には相談に行きやすいはず。具体的には本年の5月には兵庫県明石市役所に法テラスの窓口を設置する計画があります。これは明石市役所からオファーをいただいたことによるものですが、人々にとって法テラスがより身近な存在になればと考えています。悩みごとは言いにくいものです。とにかく法テラスに来ていただければ弁護士などの専門家にもつながりますし、必要な情報や相談機関をきちんとご紹介できます。市民と司法をつなぐその窓口として法テラスは存在しています。より多くの方に適切に利用していただきたいと思っています。

現在開設8年目を迎えた法テラスですが、まだ認知度はそれほど高くありません。しかし、地域に密着し人々の声に耳を傾けると、弁護士などの専門家に助けてもらいたいという人がたくさんいるという現状があります。そうした困っている人々が迷うことなく問題解決へと向かえるよう、その道筋を明るく照らし出していきたいと考えています。それが私たち「法テラス」の使命です。

\* 成年後見人等：知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の法律行為の援助、財産管理等を行う者。家庭裁判所から選任され、判断能力の程度によって成年後見人、補佐人、補助人に分かれる。